

大阪府から指定都市へ移譲される事務・権限(第10次一括法関連)

R4.4.1時点

法律名	事務・権限	大阪府の担当・窓口	市の担当・窓口	事務・権限 移譲の日
軌道法	軌道経営者に対する運輸開始の認可等に係る事務・権限を指定都市へ移譲	都市整備部交通戦略室鉄道推進課 連立・鉄軌道グループ	大阪市都市計画局計画部交通政策課	R4.4.1

※ただし、堺市は該当の認可等に係る事務を有していないため、大阪市のみが対象。